

米国の IT 企業における知的財産戦略の動向

和田恭@JETRO/IPA NY

1. はじめに

米国では、特にスマートフォンなど消費者向け端末を中心とした特許に関する紛争が増加傾向にあり、権利侵害に対する賠償請求金額の高騰、差し止め対象行為の拡大などを受け、IT 企業における知的財産保護のあり方が注目されるようになってきている。また、米国の特許法については国際スタンダードに合致していないという批判があり、これを受けて、米国議会では、今般、特許法改革を目指す法案が提出されている。

本稿では、この特許法改正の動向を含め、米国の IT 産業の知的財産戦略についての動向について報告する¹。

2. 米国 IT 産業における知的財産権関係の取り組み

(1) IT 産業における知的財産活動の概要

米国では、経済成長のドライバーとして IT が位置づけられており²、IT 産業における知的財産活動が相対的に活発となってきている。具体的には、米国における上位特許取得企業に関し、IT 関連企業が取得した特許数、IT 関連企業数ともに増加傾向にある。以下に、特許取得企業トップ50及びその特許数を示す。

【図表 1: 米国における特許取得企業トップ 50 の推移³】

順位	2010 年	2006 年
1-10	IBM (5866), Samsung (4518), Microsoft (3086), キヤノン (2551), パナソニック (2443), 東芝 (2212), ソニー (2130), Intel (1652), LG Electronics (1488), Hewlett Packard (1480)	IBM (3621), Samsung (2541), キヤノン(2366), 松下電器 (2229), Hewlett Packard (2099), Intel (1959), ソニー(1771), 日立 (1732), 東芝 (1672), Micron Technology (1610)
11-20	日立 (1447), セイコー (1438), 富士通 (1276), General Electric (1222), リコー (1198), Cisco	富士通 (1487), Microsoft (1463), セイコーエプソン (1200), General Electric (1051), 富士写真フ

¹ 以前の IT 企業の知的財産戦略の動向については、ニューヨークだより 2007 年 9 月号「米国 IT 企業の知的財産戦略を巡る動向」を参照のこと。

² http://www.bea.gov/scb/pdf/2011/05%20May/0511_indy_accts.pdf

経済分析局 (Bureau of Economic Analysis, BEA) による上記レポートでは、IT 産業が他産業に比較して高い成長率となっていることが確認できる。

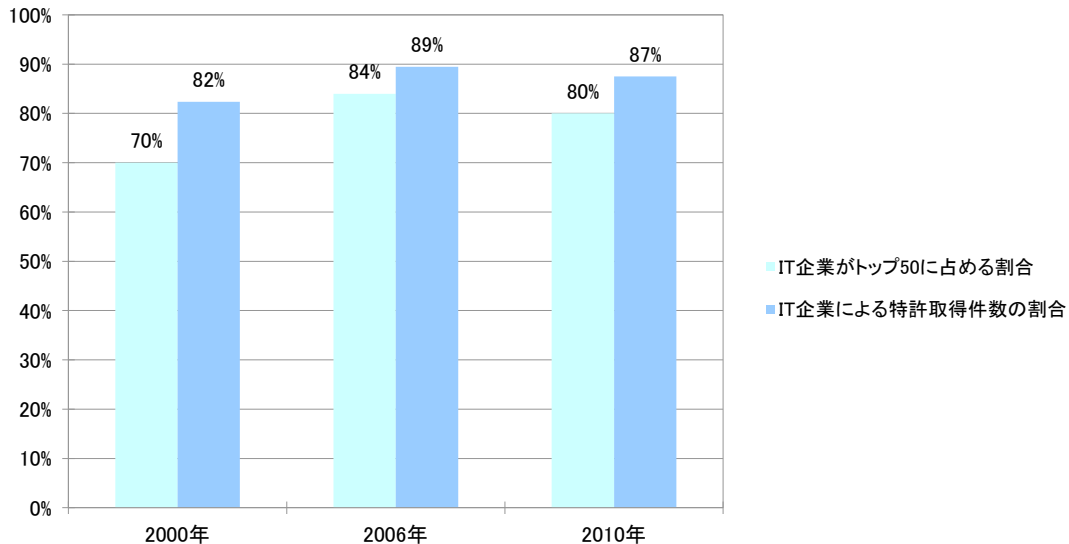
³ http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/reports_topo.htm#TOPO

表内黄色部は、一般的に IT 企業と考えられる企業名をマーキングした。

	(1114), 富士写真フィルム (1025), ホンダ (987), Hynix Semiconductor (973), Broadcom (958)	ルム (906), Philips (896), Infineon Technologies (890), TI (890), Siemens (854), ホンダ (778)
21-30	GM (940), Micron Technology (917), Hon Hai Precision (874), Siemens (861), Xerox (853), TI (827), Honeywell (824), デンソー (797), シャープ (794), ブラザー工業 (770)	Sun Microsystems (776), デンソー (732), NEC (728), LG (694), リコー (693), Eastman Kodak (688), シャープ (665), Broadcom (660), Cisco (649), Robert Boshe (646)
31-40	Infineon Technologies (763), Nokia (758), Silverbrook Research (752), LG Display (737), 半導体エネルギー研究所 (733), トヨタ自動車 (721), 三菱電機 (692), Philips (662), Boeing (658), Qualcomm (657)	三菱電機 (610), Nokia (597), ルネサステクノロジ (583), Motorola (576), Honeywell (559), Lucent Technologies (552), サンヨー (516), Silverbrook Research (510), Xerox (501), GM (490)
41-50	NEC (652), SAP (645), Robert Boshe (586), 富士ゼロックス (571), Apple (563), 3M (492), Dupont (492), Freescale Semiconductor (489), サンヨー (489), AT&T (479)	Boeing (478), 3M (471), Taiwan Semiconductor (471), Agilent Technologies (468), AMD (439), Hynix Semiconductor (438), Hon Hai Precision (432), U of California (410), 半導体エネルギー研究所 (405), Qualcomm (399)

また、全米特許登録件数トップ 50 企業に占める IT 企業の割合、および全特許登録件数における IT 関連特許登録件数の推移(2000 年、2006 年、2010 年)をグラフに示す。

【図表 2: 全米特許登録件数トップ 50 企業に占める IT 企業の割合、および全特許登録件数における IT 関連特許登録件数の推移⁴⁾】



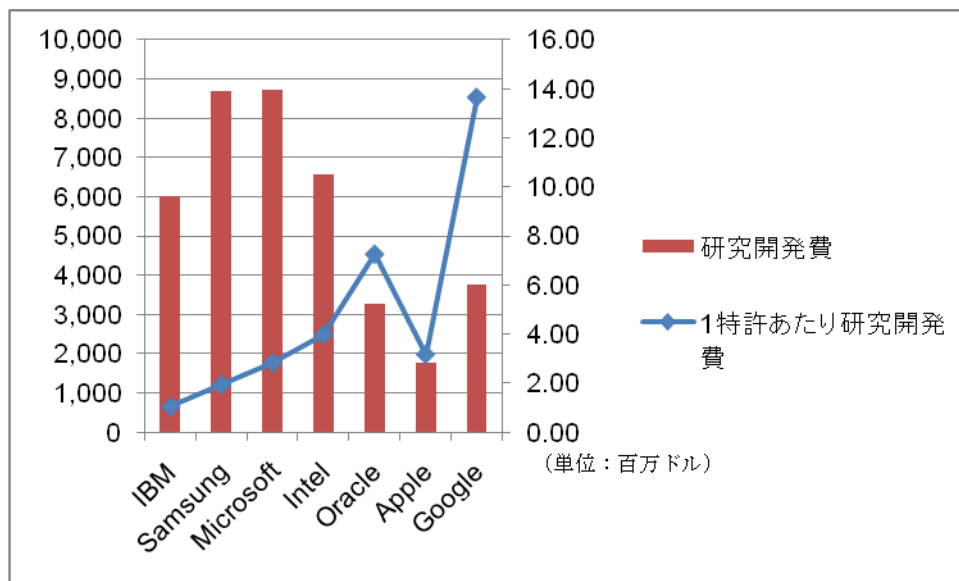
上のグラフを見ると、特許取得数トップ 50 の企業に占める IT 企業の数、また全取得特許件数に占める IT 関連特許件数は、過去 10 年にわたり 7 割以上、特許件数ベースでは 8 割を超えており、米国の知的財産活動における IT 産業の存在感は非常に大きなものとなっていることが分かる。

⁴ http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/reports_topo.htm#TOPO

取得した特許件数についてみると、上位3社（IBM、Samsung、Microsoft）の特許取得件数の伸びが著しい。なお、全体でみても 2010 年は企業の特許取得件数が前年比で大幅に増加しており（図表 6 参照）、各社ともに上乘せ傾向にある。この理由としては、①米国特許庁の審査が緩やかになったことや②特許訴訟対策として企業が特許出願に積極的になったことによるものとの指摘がある⁵。

特許取得数は研究開発の積み重ねというイメージがあるが、第 3 章でも取り上げる代表的な IT 企業 7 社について、研究開発費と特許件数の関係を分析してみると、2010 年断面ではあるが、研究開発費の割りに効率的に特許を取得している IBM 社、Apple 社、その逆の Oracle 社、Google 社という関係が見えて興味深い。特に、Google 社については、研究開発が効率的な特許登録につながっておらず、訴訟対策の観点からは外部からの特許調達が必須の課題となっていることを裏付けている。

【図表 3: IT 企業 7 社の研究開発費および取得特許 1 件当たり研究開発費 (2010 年度)⁶】



一般論としては、IT 企業は積極的に研究開発活動に取り組んでいる。Booz & Co 社の調査によると、ソフトウェアおよびインターネット産業は特に多くのリソースを研究開発活動に投入していることがわかる。

⁵ <http://www.techdirt.com/articles/20110118/02101312707/us-patent-office-grants-massively-more-patents-than-ever-before.shtml>

⁶ 各社ホームページ及び米国特許庁ホームページから著者作成。

【図表 4: 研究開発費が売上高に占める割合⁷⁾】

産業	割合
ソフトウェアおよびインターネット	13.6%
ヘルスケア	13.4%
コンピュータおよび家電	7%
航空機および軍需	4%
自動車	3.9%
化学およびエネルギー	1%

(2) 主要 IT 企業間での特許に関わる紛争動向

米国において IT 企業が特許に関わる多数の訴訟提訴を行う背景には、様々な動機が考えられるが、代表的なものとしては以下のような項目が挙げられる。

① IT そのものの特性

IT 産業においては、技術の革新が急速に進むため、IT 企業は必然的に、他産業に比べて多数の特許取得を行う必要性に迫られている。特に最近の IT 製品・サービスは高度化し、1 つの製品・サービスを市場投入するために必要な特許の数と種類は急速に増加している。しかし、現実的には、そのような多数の特許技術の調達是他社保有の特許を含まざるを得ず、関係企業間での特許(相互)利用が合意できなければ、いきおい特許訴訟にいたる可能性はますます高くなってきている。

② 競合他社の製品開発・販売の遅延または販売差し止め

特に技術革新のペースが速い IT 業界においては、競合他社の製品開発・発売を遅らせることも訴訟を起こすインセンティブの 1 つとして考えられている⁸⁾。昨今急速に普及しているモバイル機器を例にとると、単に音声通話機器というだけではなく、デジタルコンテンツ・アプリケーション利用端末のシェア獲得は、OS、ひいてはコンテンツ配信プラットフォームの覇権獲得につながるため、以前よりも早期のシェア獲得の重要性が高まっている。このため、自社が保有する知的財産権を行使し、競合相手のモバイル機器開発・投入を遅らせることも有効な手段として認識されてきたものである。

具体的には、Apple 社は自社タブレット PC 製品「iPad」の意匠を無断で利用されたという理由から Samsung 社を提訴した結果、Samsung 社はオーストラリアで新タブレッ

⁷⁾ http://www.industryweek.com/articles/rd_spending_by_the_numbers_17988.aspx

⁸⁾ <http://africa.ibtimes.com/articles/192743/20110805/apple-is-a-patent-bully.htm>

ト PC 製品「Galaxy Tab 10.1」の発売を延期することを余儀なくされている他⁹、ドイツで同製品が、オランダでは Tab を除く Galaxy 製品が販売仮差し止め裁定を受けている¹⁰。Apple 社が当初から「Galaxy Tab 10.1」の発売延期を狙って Samsung 社を提訴したかどうかは明確になっていないが、同じく Apple 社が 2011 年 3 月に HTC 社を提訴した件については、事実上 HTC 社を筆頭とする Android 端末製造者を牽制し、ひいては自社製品が優位に立つことを目的としているのではないかと、とする指摘も複数見られる¹¹。

③ 牽制／抑止効果

IT 特許関連訴訟においては、「提訴元企業(原告)に対する特許権侵害がコストを伴う」、という意識を競合他社に植え付ける目的で訴訟を提起する場合もある。もともと、米国特許法では、特許権侵害が故意であると訴訟において認められた場合、懲罰的損害賠償の請求が認められ、実際の損害額(ライセンスを受けていれば通常支払うべき額)の 3 倍までの賠償金を請求することが可能である¹²ほか、訴訟に伴う弁護士費用などの経費も訴訟に巻き込まれた企業にとっては負担となる。従って、IT 分野における特許訴訟においても、コスト面から特許権侵害行為を牽制する目的で提訴するケースもかなりあるとみられる。

また、合理性の点では問題があるが、一部の業界関係者の間では、訴訟提起そのものに対する牽制の意味で、訴訟を受けたことに対する報復として、被告が原告を逆提訴する場合もあると考えられる。例えば、2011 年 8 月には HTC 社が Apple 社を提訴しているが、これは同年 3 月に後者が前者を提訴したことへの反応であり、HTC 社はこの提訴によって、3 月より係争中の訴訟における Apple 社の説得力を弱めようと試みている、とする分析がある¹³。

④ マーケティング効果

訴訟の結果自体を目的とするよりも、訴訟についてメディアが報道することによる PR 効果が目的とした提訴もあると考えられている。その一例として、Microsoft 社は 2009 年に Linux ベースのカーナビゲーションシステムを開発する TomTom 社を特許侵害で提訴しているが、この訴訟は Microsoft 社が Linux ベースのソフトウェアを活用する

⁹ <http://www.engadget.com/2011/08/01/samsung-galaxy-tab-10-1-sales-halted-in-australia-by-apple-suit/>

¹⁰ <http://thenextweb.com/apple/2011/08/09/apple-gets-samsung-galaxy-tab-10-1-distribution-blocked-in-european-union/>
http://wirelesswire.jp/Watching_World/201108251411.html

¹¹ <http://www.betanews.com/joewilcox/article/Apples-HTC-patent-lawsuit-is-a-bluff/1268597261>
<http://techcrunch.com/2010/03/02/the-complaint-apples-patent-lawsuit-against-htc-is-all-about-android/>
<http://africa.ibtimes.com/articles/192743/20110805/apple-is-a-patent-bully.htm>

¹² http://www.law.cornell.edu/uscode/35/usc_sec_35_00000284----000-.html

¹³ <http://www.theinquirer.net/inquirer/news/2102497/htc-tries-ban-apples-iphone-ipad-claiming-patent-infringement>

ことの危険性をエンドユーザーに訴求し、同社のソフトウェアへの乗り換えを図るために意図されたものとの分析もある¹⁴。そのほか、メディアを通じた報道により、上述の特許侵害に対する牽制効果をさらに強める効果も考えられる。

⑤ ロイヤリティまたは賠償金

当初はライセンス契約締結を目指しつつも、応じない企業に対し提訴し(和解により)ライセンス契約締結を目指すか、損害賠償を獲得するか、あるいは、当初より損害賠償請求を意図して提訴するかといった戦略の硬軟は存在するが、ロイヤリティや賠償金の獲得は、特許訴訟の動機としては頻繁に見られるものの 1 つである。例えば、現在 Oracle 社は、自社が保有する Java 技術について Google 社と係争中であるが、Oracle 社が Google 社を提訴した理由として、65 億ドルを投じて買収した Sun Microsystems 社の資産から収益をあげるため、との分析も見られ¹⁵、金銭的インセンティブは特許関連訴訟においても重要な要因になっていると考えられる。

⑥ ライセンス供与を期待

自社が持たない技術のライセンス供与を受ける目的で、ある企業が他社を提訴する場合もあると考えられている。例として、2009 年 10 月に Nokia 社が Apple 社を訴えた件においては、Nokia 社は Apple 社の持つマルチタッチスクリーン関連特許のライセンスを、自社特許のライセンスとクロスライセンスすることを期待していたようである¹⁶。

¹⁴ <http://itmanagement.earthweb.com/osrc/article.php/3807801/Bruce-Perens-Analyzing-Microsofts-TomTom-Lawsuit.htm>

¹⁵ <http://redmonk.com/sogrady/2010/08/14/oracle-v-google/>
<http://www.consortiuminfo.org/standardsblog/article.php?story=20100813101123406>

¹⁶ <http://www.businessinsider.com/did-nokia-sue-apple-to-access-multi-touch-patents-2009-10>

次に、最近発生した特許関連紛争事項のうち、IT 企業が関与しているものを以下に表記する。

【図表 5: 主要 IT 企業による最近の特許関連紛争事項】

提訴時期	原告	被告	提訴理由	結果
2003 年 9 月	Uniloc 社	Microsoft 社	Uniloc 社が、ソフトウェア海賊版使用を防ぐための仕組みについて保有する特許に関する侵害 ¹⁷	Microsoft 社は Uniloc 社の特許を侵害しているとする判決。現在賠償金額について係争中 ¹⁸ 。
2007 年 3 月	i4i 社	Microsoft 社	i4i 社が、文書作成ソフトにおける XML 関連技術について保有する特許に関する侵害 ¹⁹	米最高裁は Microsoft 社に対し、2 億 9,000 万ドルの賠償金を i4i 社に払うよう命令 ²⁰ 。
2009 年 10 月	Nokia 社	Apple 社	Nokia 社が GSM、UTMS および Wi-Fi 技術について保有する特許に関する侵害 ²¹	Apple 社が Nokia 社に対し一時金及びライセンス料を支払うことで和解 ²² 。
2009 年 12 月	Apple 社	Nokia 社	Apple 社が保有する 13 件の特許に関する侵害 ²³	係争中
2010 年 1 月	Kodak 社	Apple 社 Research in Motion (RIM) 社	Kodak 社が画像プレビュー機能について保有する特許に関する侵害 ²⁴	係争中
2010 年 4 月	Apple 社	Kodak 社	Apple 社が画像処理技術などについて保有する特許に関する侵害 ²⁵	米国際貿易委員会は Apple 社の訴えを却下 ²⁶ 。
2010 年 8 月	Oracle 社	Google 社	Oracle 社が Java 技術について保有する特許に関する侵害 ²⁷	係争中

¹⁷ <http://www.itbusinessedge.com/cm/blogs/bentley/uniloc-microsoft-go-to-trial-again-on-patent-infringement-damages/?cs=44990>

¹⁸ <http://www.itbusinessedge.com/cm/blogs/bentley/uniloc-microsoft-go-to-trial-again-on-patent-infringement-damages/?cs=44990>

¹⁹ <http://www.i4ilp.com/>

²⁰ http://news.cnet.com/8301-10805_3-20070308-75/supreme-court-rules-against-microsoft-in-i4i-patent-case/

²¹ <http://www.tipb.com/2009/10/30/nokia-suing-apple-iphone/>

²² <http://www.bloomberg.com/news/2011-06-14/nokia-apple-payments-to-nokia-settle-all-litigation.html>

²³ <http://www.guardian.co.uk/technology/2009/dec/11/apple-nokia-countersuit>

²⁴ http://www.pcworld.com/article/186909/kodak_sues_apple_rim_over_camera_patents.html?tk=rel_news

²⁵ <http://www.tuaw.com/2010/04/19/apple-has-countersued-kodak/>

²⁶ <http://www.tuaw.com/2011/05/13/judge-rules-for-kodak-in-apple-lawsuit/>

²⁷

http://www.pcworld.com/article/203238/oracle_v_google_ferreaching_implications_of_the_lawsuit.html?tk=rel_news

2010 年 8 月	Interval Licensing 社	AOL 社、Apple 社、eBay 社、 Facebook 社、Google 社、NetFlix 社、 Yahoo!社など 11 社	Interval Licensing 社 (Microsoft 共 同設立者が運営) が Web 上の e コ マース関連表示・通知技術について 保有する特許に関する侵害 ²⁸	係争中
2010 年 10 月	Motorola 社	Apple 社	Motorola 社が 3G 技術、Wi-Fi 技術 などについて保有する特許に関する 侵害 ²⁹	係争中
2010 年 10 月	Apple 社	Motorola 社	Apple 社がタッチスクリーン・ユーザ ーインターフェイス (UI) について保 有する特許に関する侵害 ³⁰	係争中
2010 年 10 月	Microsoft 社	Motorola 社	Microsoft 社がモバイル端末向け電 子メール技術などについて保有する 特許に関する侵害 ³¹	係争中
2010 年 12 月	Intellectual Ventures 社	McAfee 社、 ymantec 社、 Trend Micro 社など	Intellectual Ventures 社が半導体 やセキュリティソフトウェアについて 保有する特許に関する侵害 ³²	係争中
2011 年 3 月	Apple 社	HTC 社	Apple 社がタッチスクリーン UI につ いて保有する 20 件の特許に関する 侵害 ³³	係争中
2011 年 3 月	Microsoft 社	Barnes & Noble 社、 Foxconn International Holdings 社、Inventec 社	Barnes & Noble ブランドの電子書 籍リーダーが搭載している Android OS が Microsoft 社保有の複数特 許を侵害 ³⁴	係争中
2011 年 4 月	Apple 社	Samsung 社	Apple 社がスマートフォンおよびタブ レット PC の UI やデザインについて 保有する特許に関する侵害 ³⁵	係争中。 オーストラリア及び ドイツでは Galaxy Tab の発売差し止 めの仮裁定。
2011 年 4 月	Samsung 社	Apple 社	Samsung 社が通話技術について 保有する特許に関する侵害 ³⁶	係争中

²⁸ <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20100830/351530/>

²⁹ http://news.cnet.com/8301-13579_3-20018791-37.html

³⁰ <http://www.pcmag.com/article2/0,2817,2371822,00.asp>

³¹ <http://www.pcmag.com/article2/0,2817,2370106,00.asp>

³² [http://www.intellectualventures.com/NewsRoom/PressReleases/10-12-](http://www.intellectualventures.com/NewsRoom/PressReleases/10-12-08/Intellectual_Ventures_Takes_Action_to_Enforce_its_Invention_Rights.aspx?ReturnURL=/NewsRoom.aspx)

[08/Intellectual_Ventures_Takes_Action_to_Enforce_its_Invention_Rights.aspx?ReturnURL=/NewsRoom.aspx](http://www.intellectualventures.com/NewsRoom/PressReleases/10-12-08/Intellectual_Ventures_Takes_Action_to_Enforce_its_Invention_Rights.aspx?ReturnURL=/NewsRoom.aspx)

³³ <http://www.apple.com/pr/library/2010/03/02Apple-Sues-HTC-for-Patent-Infringement.html>

³⁴ <http://mashable.com/2011/03/21/microsoft-sues-barnes-noble/>

³⁵ <http://www.pcmag.com/article2/0,2817,2383820,00.asp>

2011年 5月	Lodsys 社	iOS アプリ開 発者(複数)	Lodsys 社が、モバイルアプリケーシ ョン内課金技術について保有する特 許に関する侵害 ³⁷	係争中
2011年 7月	Intellectual Ventures 社	Dell 社、 Hewlett- Packard 社、 Logitech 社、 Acer 社、 Best Buy 社 など	Intellectual Ventures 社が半導体 関連技術について保有する特許に 関する侵害 ³⁸	係争中
2011年 8月	HTC 社	Apple 社	HTC 社が Wi-Fi 技術などについて 保有する特許に関する侵害 ³⁹	係争中

(3) 特許買収または特許取得目的の M&A

以上のように、米 IT 業界では特許関連の訴訟が最近になって多発しているが、研究開発への応用目的はもちろんのこと、このような訴訟の対象となることを予防するために、抵触する可能性がある特許や、特許を持つ企業そのものを買収することもある。米国 IT 業界において、最近行われた特許買収事例や、特許取得目的の M&A 事例としては、以下のようなものがある。

① 大手コンソーシアムによる、約 6,000 件の Nortel Network 社保有特許の買収

2011 年 6 月、Apple 社、EMC 社、Ericsson 社、Microsoft 社、RIM 社、Sony 社から構成されるコンソーシアム(企業連合)は、Nortel Network 社から合計 6,000 件以上の特許を総額 45 億ドルで買収している⁴⁰。なお、これらの特許には、Google 社開発の Android OS が用いている可能性がある特許も含まれていたため、同社も入札に参加していたが落札できなかった。買収された特許は無線、第 4 世代(4G)携帯電話通信技術、データネットワーク、光学、音声、インターネット、サービスプロバイダー、半導体といった広範囲にわたっている。コンソーシアム参画企業から特許買収に関するコメントは発表されていないものの、最近頻発している特許関連訴訟の対象となることを予

³⁶ <http://www.bloomberg.com/news/2011-04-28/samsung-broadens-patent-dispute-against-apple-with-u-s-lawsuit.html>

³⁷ <http://paidcontent.org/article/419-lodsys-files-patent-lawsuit-against-seven-app-developers/>

³⁸ <http://techcrunch.com/2011/07/12/intellectual-ventures-sues-slew-of-firms-including-hp-and-dell-over-patent-infringement/>

³⁹ <http://www.theinquirer.net/inquirer/news/2102497/htc-tries-ban-apples-iphone-ipad-claiming-patent-infringement>

⁴⁰ [http://news.cnet.com/8301-1001_3-20075977-92/apple-rim-in-group-buying-nortel-patents-for-\\$4.5b/?tag=mncol;txt](http://news.cnet.com/8301-1001_3-20075977-92/apple-rim-in-group-buying-nortel-patents-for-$4.5b/?tag=mncol;txt)

防する目的や、Android に関して Google 社からライセンス料を要求する目的があるのではないかと、この見方もある⁴¹。

これに先立つ 4 月、Attachmate 社に買収される Novell が保有していた特許 882 件についても、4 億 5000 万ドルで Apple 社、EMC 社、Microsoft 社、Oracle 社ほかから構成されるコンソーシアムが買収している⁴²。

② Google 社による、約 1,000 件の IBM 社保有特許の買収

2011 年 7 月、Google 社は IBM 社より合計 1,000 件以上にのぼる特許を買収している⁴³。買収金額は明かされていないが、買収した特許はメモリーやマイクロプロセッサの製造および設計から、サーバーやルーターを含むコンピュータ・アーキテクチャなど広範囲にわたっている。本件に関して、Google 社は正式なコメントやプレスリリースを出していないが、同社は、その公式ブログにて、「最近では製品開発を目的とした特許取得ではなく、競合のビジネス活動を阻害することを目的とした特許取得が増えている」ことに触れ、「Google 社は訴訟対策と研究開発の両側面から特許の買収を捉えている」旨の投稿を行っている⁴⁴。

③ Google 社による Motorola Mobility 社買収

Google 社は、2011 年 8 月、モバイル端末開発大手の Motorola Mobility 社を 125 億ドルで買収すると発表している⁴⁵。同買収は、必ずしも Motorola Mobility 社が持つ莫大な特許資産(約 17,000 件取得済み、約 7,500 件出願中)を自社の特許ポートフォリオに加えることのみを目的としたものではないが、Google 社 CEO の Larry Page 氏は、同社ブログにて「Motorola Mobility 社の買収は、我々の特許ポートフォリオを強化し、Microsoft 社や Apple 社などからの Android に対する特許関連攻撃(訴訟やライセンス料要求など)の脅威に対抗することに役立つ」と述べており⁴⁶、特許に関する懸案も本件の背景にあったと考えられる⁴⁷。

⁴¹ <http://www.mobiledia.com/news/96431.html>

⁴² <http://www.novell.com/news/press/2011/4/novell-completes-merger-with-attachmate-and-patent-sale-to-cptrn-holdings-llc.html>

⁴³ http://news.cnet.com/8301-13506_3-20085418-17/google-acquires-over-1000-ibm-patents/

⁴⁴ <http://googleblog.blogspot.com/2011/04/patents-and-innovation.html>

⁴⁵ <http://investor.google.com/releases/2011/0815.html>

⁴⁶ <http://googleblog.blogspot.com/2011/08/supercharging-android-google-to-acquire.html>

⁴⁷ Google 社はこの他にも、無線チップ技術大手で約 8,000 件の特許を保有する InterDigital 社買収に向けて動いているとの報道もある。一方で、Motorola Mobility 社買収により Google 社の買収活動は収束するとの見方もある。

<http://www.forbes.com/sites/greatspeculations/2011/08/10/patent-wars-heat-up-as-google-courts-interdigital/>

④ Eastman Kodak の特許オークション

現在、Eastman Kodak 社が保有する特許資産の 1/10 に当たる 1100 件の特許がオークションに出されていると報じられている。先行する Nortel Networks 社の特許や、Motorola Mobility 社の買収事例からも、高額での入札が予想されている⁴⁸。

これらの特許取得のため投じられた費用が適切なものかどうかについては議論があるものの、IT 分野における特許訴訟の激化が、特許及び企業買収価格に大きな影響を与えているものと考えられる。

(4) パテント・プールに関する動向

近年では、IT 関連技術の複雑・高度化を背景に、単独の企業が自ら持つ特許のみで製品化を完結することが難しくなっている。そうした状況に対し、必要とされる特許群を、複数の企業が連携して一括管理し、相互にライセンス供与するパテント・プール(patent pool)と呼ばれるコンソーシアムの形成が増えてきている。企業がパテント・プールを形成する最大の目的は、コンソーシアム参加企業がそれぞれ個別にライセンス契約を結ぶ時間と手間の削減を狙うことにあるといえる。

また、パテント・プールが形成され始めた当初は、通常コンソーシアム参加企業内のみでのライセンス供与が行われていたが、現在ではコンソーシアム外部企業に対しても、設定されたライセンス料の支払いと引き換えに、ライセンス供与を行うオープン型パテント・プールが主流となってきている。オープン型パテント・プールは、技術標準化の動きとも密接な関わりがあり、例えば、世界のデジタル放送業界にて広く普及しているビデオ圧縮技術である MPEG-2 の場合、同技術に関する特許を保有する 27 社と、パテント・プールの編成・管理を担う MPEG LA 社が契約を結んだ上でパテント・プールを形成し、約 1,500 社に対してライセンス供与を行っている⁴⁹。

最近のパテント・プールの代表例としては、第 4 世代(4G)携帯電話通信技術の 1 つである LTE 技術に関するものがある⁵⁰。欧州電気標準化機構(European Telecommunications Standards Institute、ETSI)によると、同技術は既に 1,800 件を超える特許を網羅しており、同技術を利用した製品の開発には多くの特許を包括的に管理する必要性が高まっている。以上の背景から、パテント・プール編成を行う専門業者の Sisvel 社、Via Licensing 社および MPEG LA 社がそれぞれパテント・プールの形成を進めており、個別企業名は明らかにされていないものの、Sisvel 社は 32 の特許保有企業と、MPEG LA 社は 15 の特許保有企業と契約交渉を密に進めていると発表している。

⁴⁸ <http://www.ibtimes.com/articles/200114/20110818/kodak-patent-digital-imaging-iphone-camera-apple-motorola-google.htm>

⁴⁹ <http://www.mpegla.com/main/programs/M2/Pages/Licensees.aspx>

⁵⁰ http://www.pcworld.com/article/196721/lte_patent_pools_taking_shape.html

その一方で、LTE に関する重要な特許を持つ企業の一つである Ericsson 社は、Sisvel 社、Via Licensing 社および MPEG LA 社との連携には消極的であり、Ericsson 社は同分野における主導権を保持するため、関連各社との個別契約を進めており⁵¹、LTE のパテント・プールの形成は複雑な状況となっている。

(5) オープンソース戦略

これまで、米国の IT 企業は、知的財産保護を行い、自らが競争力を有するコア技術はクローズとしつつも、ビジネス拡大の観点から周辺技術に関しては、オープンソース・ソフトウェアの開発・普及を主導、又は利用する戦略を採用してきた⁵²。

最近の動向として、オープンソースとして公開されているソフトウェアをベースに活用しながら企業が独自の製品を開発し、明確な収入源となることを期待して市場に投入するという事例が増え始めている。例えば IBM 社は Infosphere BigInsights と呼ばれる大規模データ分析ソフト群を提供しているが、同製品のコアである分析エンジン BigInsights Core は、オープンソース・データ処理技術である Hadoop をベースに開発されている⁵³。

加えて、製品自体は無償で提供し、製品に関わる付加サービスを有償にて提供するというビジネスモデルを採る事例も出てきている。例えば企業向けソフトウェアベンダの Red Hat 社は、オープンソースベースのメインフレーム用 OS「Red Hat Enterprise Linux」を企業向けに無償で提供している一方で、同製品を使用するためのサポート、トレーニング、インテグレーションサービス等を有償で提供するというビジネスモデルを採用している。また、Google 社開発のモバイル OS である Android についても、オープンソース・ソフトウェアとして開発の上、各端末ベンダなどに無償で供与されている中で、Google 社は Android 搭載端末上の広告表示による収益を得るビジネスモデルを確立している。

また、オープンソースを維持しながら、開発参加企業を限定し、開発を加速化する動き桃られる。Google 社は、2011 年に発表されたタブレット PC 向けバージョン「Honeycomb」以降のバージョンの Android OS については、特定のベンダに限ってオープンソースとして提供する方針に転換しており⁵⁴、Android は最早オープンソースとは定義できないとする意見もある。

⁵¹http://www.pcworld.com/businesscenter/article/167202/ericsson_hopes_to_accelerate_lte_rollout_with_patent_deals.html

⁵² ニューヨークだより 2007 年 9 月号では、当時の個別 IT 企業のオープンソース戦略について記述している。

⁵³ <http://www-01.ibm.com/software/data/bigdata/enterprise.html>

⁵⁴ <http://www.zdnet.com/blog/google/google-android-30-honeycomb-open-source-no-more/2845>

＜各社の動向＞

これまでオープンソースに積極的な取り組みを行ってきた Sun Microsystems 社(以下 Sun 社)については、Oracle 社に買収されたことに伴い、以前のオープンソース戦略に変化が見られる⁵⁵。具体的には、Sun 社がサポートしていたオープンソースプロジェクトである OpenSolaris および OpenSSO が打ち切りとなったほか⁵⁶、Sun 社主導で開発されていたオープンソース・オフィス業務アプリケーション「OpenOffice」については、Oracle 社による Sun 社買収以降、多くの開発者が同プロジェクトを離脱し、現在は Document Foundation と呼ばれる組織の下で「LibreOffice」というアプリケーションの開発に移行している。また、Oracle 社は、Google が開発しているオープンソース・モバイル OS Android について、自社が保有する Java 特許侵害で訴訟を提訴しており、オープンソース・ソフトウェアの取り組み全体に与える影響が注目されている。

IBM 社は、比較的早くからオープンソース・ソフトウェアを積極利用する姿勢を見せており、具体的には、自社のビジネス向け製品に Java 技術(1995 年)や Linux(1999 年)を競合他社に先駆けて採用した他、「Open Source Steering Committee(オープンソース推進委員会)」を設置し、現在も社内全体でオープンソース規格の採用を進めているのみならず、IBM 社員も一般オープンソースコミュニティと積極的に交流するよう促している⁵⁷。

一方、クローズドソースである Windows OS や Microsoft Office といった製品の販売などによって、IT 業界を代表する企業に成長した Microsoft 社は、長らくオープンソース要素の自社製品導入をためらってきたとする意見が多い⁵⁸。しかし、近年では企業向けサーバー市場を中心に、同社製品の競合相手となる Linux ベースのオープンソース製品がシェアを増大させている背景もあり⁵⁹、近年、Microsoft 社は既存の自社製品とこれらのオープンソース製品間の互換性を確保する目的で、一部製品にオープンソース要素を取り入れる動きも見せている⁶⁰。

以上のように、オープンソース戦略については、業界を代表する動きも一部に見られる中で、基本的に各社は自らの事業環境に沿った戦略を採っているようである。

⁵⁵ <http://www.eweek.com/c/a/Linux-and-Open-Source/Suns-Chief-Open-Source-Officer-Talks-Patents/>

⁵⁶ 現在は別のオープンソースプロジェクト OpenIndiana として継承されている。

<http://wiki.openindiana.org:8080/display/oi/Press+Release>

<http://www.h-online.com/open/news/item/Oracle-kills-OpenSSO-Express-ForgeRock-steps-in-939634.html>

⁵⁷ <http://news.cnet.com/2009-1069-981484.html>

⁵⁸ <http://www.networkworld.com/news/2010/082310-microsoft-open-source.html>

⁵⁹ <http://zenofnptech.org/2011/04/open-source-vs-proprietary-web-server-software.html>

⁶⁰ <http://www.zdnet.com/blog/microsoft/microsofts-open-source-strategy-a-picture-is-worth-a-thousand-words/1142>

3. 主要 IT 企業の知的財産への取り組み

本章では、主要 IT 企業 7 社 (IBM 社、Samsung 社、Microsoft 社、Intel 社、Oracle 社、Apple 社、Google 社) について、その事業概要と、最近の知的財産戦略を概説する。

(1) IBM 社

IBM 社は、IT コンサルティングを中心とした事業展開を行う、大手 IT サービス企業である。同社はソフトウェアやハードウェアの販売も行っているものの、それらを単体として販売することよりも、コンサルティングサービスの一環として提供することに重点を置いている。

IBM 社は、1993 年から 2010 年まで 18 年間連続で米国で最も多く特許を取得している企業であり、2010 年には 5,866 件を取得し、合計で 16 万件あまりの特許ポートフォリオを誇っている。これらの特許の範囲は、医療システム、交通インフラ、災害対応システムなど多岐に渡っている。

同社は、「技術開発の結果もたらされた開発成果や特許は、IBM 社を IBM 社たらしめるものであり、戦略上非常に重要なものである」としている⁶¹。以前から積極的に特許を取得し続けるという方針を持ち、他社の知的財産戦略に与えた影響も大きい⁶²。また取得した特許を自社の製品開発に活用するだけでなく、外部企業にライセンス供与を行い、技術開発における投資効率を最大化するという方針も以前から変わっていない。また、ライセンス供与のみならず、特許の売却や同社の特許を活かした共同技術開発など、状況に応じて柔軟な形態で特許を活用したビジネスに取り組んでいるとされている。

また、最近の新たな動きとしては、2011 年 7 月に Google 社へ特許約 1,000 件を売却したことがあげられる。Google 社は「特許の活用方法が自社の製品開発から競合の事業活動を妨害へと変化してきているが、(Google 社のような比較的設立から期間が経っておらず獲得特許数が少ない企業は) 特許を他社から買収する以外に手段がない」、と述べており⁶³、大規模な特許ポートフォリオを持つ IBM 社としては、自社保有特許の有効活用の観点から、今後も短期的に特許ポートフォリオを構築する必要のある企業に対してライセンス供与を行ったり、特許を売却する可能性がある。

⁶¹ <http://www-03.ibm.com/press/us/en/pressrelease/33341.wss>

⁶² 一例として、マイクロソフト社は IBM 社で特許部門の責任者であったマーシャル・フェルプス氏を 2003 年に知的財産担当副社長に招き、同社における特許取得と(クロス)ライセンスを推進したとされている。

⁶³ <http://online.wsj.com/article/SB10001424053111904800304576475663046346104.html>

(2) Samsung 社

韓国の Samsung 社は、総合電子機器メーカーとして幅広く事業を展開しているが、中でも液晶ディスプレイ、半導体、携帯電話事業には積極的に投資を行っており、特に半導体においては世界シェア第 1 位を保持する等、その存在感を増しているといえる⁶⁴。

同社は、知的財産に関しても積極的な取り組みを図っている。2005 年に特許に関する戦略を定めて以降、毎年同戦略を更新しているが、近年では特許取得に対する取り組みが防御的な姿勢から攻撃的な姿勢へと変わっている点が見受けられる⁶⁵。具体的には、同社内で特許に取り組む組織体制を強化するため、自社の研究機関 Samsung Advanced Institute of Technology 内に分散していた特許の関連部署を IP Center として集約し、更に特許を専門とする法律家の雇用を増やすなど、特に人員面での強化に動いている。また、競合他社とのクロス(相互)ライセンス供与や、Sony 社など競合他社によって構成されるパテント・プールの Patent Defense Fund へ参画することにより、自社研究活動以外でも特許ポートフォリオの拡充も図っていることがわかる。また、Samsung 社は、米国で 18 年間連続特許取得件数第 1 位を記録している IBM 社とも、ライセンス供与における協力関係を構築しているとしている⁶⁶。

以上に代表される取り組みの成果もあり、同社の 2010 年度における特許取得件数は全米第 2 位(4,518 件)となっている。また、同社は競合企業の特許侵害を理由とした提訴も積極的に行っており、2011 年に限っても、Apple 社提訴以外にも、LED 技術に関する特許侵害で Osram 社を、液晶技術に関する特許侵害で AU Optronics 社、Sanyo 社、BenQ 社、Acer 社の 4 社を米国外にて提訴している⁶⁷。

(3) Microsoft 社

Microsoft 社は、以前は PC およびサーバー向け OS を中心としたパッケージソフト製造・販売を中心としていたが、最近では、これに加えオフィス業務アプリケーション、企業向け IT ソリューション、家庭用ゲーム機器の開発、製造、販売、サポートを始めとする幅広い分野で事業展開を行っており、2010 年には計 3,086 件の特許を取得している。

同社は、パッケージソフト中心だった時代から特許戦略を転換し、自社で開発した技術については積極的に特許を取得し、ライセンス料を他社から得ることで研究開発費用を回

⁶⁴ http://news.cens.com/cens/html/en/news/news_inner_34299.html

⁶⁵ http://www.leeinternational.com/jap/patent/info/letter_view.html?nlSn=58&nIDSn=453

⁶⁶ <http://www.leemock.com/board/read.asp?rno=1865>

⁶⁷ <http://pkkim.com/resources/new.asp?LetterNum=198&bType=A>

収し、さらに研究開発投資に回すという特許戦略を軸においている⁶⁸。特許取得件数で見ても、2000 年当時は特許取得件数で全米 40 位以下(344 件)だったものが、2006 年で 12 位(1463 件)、2009 年からは 3 位につけている。

最近の動向としては、Microsoft 社が保有する Android 関連特許のライセンス供与や、ライセンス料支払いを拒否した Android 端末メーカーの提訴などを積極的に行っている。このうち、ライセンス供与に関しては HTC 社(2010 年 4 月)、Velocity Micro 社(2011 年 6 月)、General Dynamics 社(2011 年 6 月)、Onkyo 社(2011 年 6 月)、Wistron 社(2011 年 7 月)など少なくとも 5 社との間でライセンス契約を結んでいる。また、Android 端末と Microsoft 社のモバイル OS「Windows Phone 7」端末の両方を製造する Samsung 社に対しては、Samsung 社が製造する Android 端末 1 台につき 15ドルのライセンス料を Microsoft 社に支払うよう要求する、といった動きも見せている⁶⁹。その一方で、ライセンス交渉に応じなかった Motorola 社や、Android ベースの電子書籍リーダー「Nook」を販売する Barnes & Noble 社を、特許侵害を理由に提訴している⁷⁰。

また同社は、(経営破綻した Nortel Networks 社の約 6000 件の特許について記述) Novell 社の 882 件の特許を Apple 社、EMC 社、Oracle 社などと共に入札に参加し落札しているが⁷¹、これによって得た特許も Android 関連企業へのライセンス交渉に活用されるとの見方もある。このようなライセンスに関して、Google 社は公式ブログで「価値が本当にあるかどうか不明な特許に対して支払わなければならない税金のようなものである」と非難しており⁷²、特許戦略を巡る米国の大手 IT 企業間の対立が先鋭化していることがわかる。

(4) Intel 社

世界最大規模の半導体メーカーである Intel 社は、半導体製品の開発、製造、販売を中心事業としており、その主要販売先は PC またはサーバー製造者となっている。Intel 社は、先進的な半導体技術開発のため研究開発に多額の予算を投じているが、以前から、特許を取得することで開発成果である技術の権利を守るという方針である。このような戦略のもと、2010 年には 1,652 件の特許を取得している。

⁶⁸ Microsoft 社 2010 年 10-K の Risk Factors の項によると、同社は各種デバイスにおけるプラットフォームとなるソフトウェアの開発・販売を主たる事業としており、オープンソースによるプラットフォームを構築するソフトウェアの存在感が増すことは大きな脅威であるとしている。

http://www.microsoft.com/investor/reports/ar10/downloads/MS_2010_10K.docx

⁶⁹ <http://wmpoweruser.com/microsoft-demanding-15-from-samsung-for-each-android-device/>

⁷⁰ <http://arstechnica.com/microsoft/news/2010/10/microsoft-sues-motorola-citing-android-patent-infringement.ars>

<http://www.networkworld.com/news/2011/032111-microsoft-sues-barnes--noble.html>

⁷¹ http://news.cnet.com/8301-10805_3-20025906-75.html

⁷² <http://googleblog.blogspot.com/2011/08/when-patents-attack-android.html>

Intel 社の最近の特許関連訴訟事例としては、同社と多くの分野で競合する AMD 社及び Nvidia 社との間で発生したものがあある。AMD 社に関しては 2009 年 11 月に AMD 社が特許侵害等を理由に Intel 社を提訴したもので、最終的に Intel 社が AMD 社に和解金を支払い、またクロスライセンス契約を結ぶことで両社は和解している⁷³。また、Nvidia 社に関しては、Intel 社の保有するチップセットに関する特許を Nvidia 社が侵害したとして、Intel 社が Nvidia 社を提訴したもので、2011 年 1 月に両者がクロスライセンス契約を結ぶことで和解している⁷⁴。なお、2010 年度の年次報告書の中で、Intel 社は「製品開発に必要な技術開発と特許出願の努力をしているが、必ずしも製品に必要な特許の全てを準備できるとは限らなくなってきた」と述べており⁷⁵、Nvidia 社および AMD 社との訴訟からも、技術開発の高度・複雑化に伴って特許管理が更に大きな懸案事項となっていることがわかる。

また、特許戦略の一環として、Intel 社は 2011 年 2 月に大手セキュリティーソフトウェアベンダの McAfee 社を買収している⁷⁶。Intel 社は、今後情報セキュリティー技術に対する需要は IT 業界において更に高まるとしており、ハードウェアレベルでのセキュリティー対策を進める中で、McAfee 社の保有するセキュリティー関連の特許や人材を活用することを目指しているとのことである。

(5) Oracle 社

Oracle 社は、世界最大のデータベース管理ソフトウェアベンダであり、2010 年には売上高ベースで世界第 3 位のソフトウェアベンダとされている⁷⁷。同社は、これまで積極的な特許取得を行ってこなかったが、2010 年にオープンソフトウェア開発やサーバー事業を手がける Sun Microsystems 社（以下 Sun 社）を買収したことに伴い、ビジネスモデル及び特許戦略を大きく転換したと考えられる。Oracle 社は、2010 年には合計で 1,018 件の特許を取得したが（買収した Sun 社分含む）、Sun 社が 2009 年時点で保有していた特許数は 7000 件程度と考えられ⁷⁸、現在の保有特許のほとんどは Sun 社買収に伴うものと考えられる。

同社は、対外的にも特許を利用した攻勢を強めている。2010 年に、Java 技術に関して保有する特許を活用し、Google 社が Android 開発に際して Java 関連特許を侵害したとして提訴している⁷⁹。この提訴に関しては、かつて無償利用を進めてきた Java 技術に

⁷³ http://www.intel.com/pressroom/archive/releases/2009/20091112corp_a.htm

⁷⁴ <http://www.intc.com/releasedetail.cfm?ReleaseID=542880&ReleasesType=Financial%20News>

⁷⁵ <http://www.intc.com/intelAR2010/>

⁷⁶ http://news.cnet.com/8301-1009_3-20037653-83.html

⁷⁷ <http://www.softwaretop100.org/global-software-top-100-edition-2010>

⁷⁸ 当時出願中の約 2000 件は含まない。

<http://www.mdb.com/assets/files/PatentVest%20WhitePaper-JAVA.pdf>

⁷⁹ <http://tech.fortune.cnn.com/2010/08/12/oracle-files-suit-over-androids-use-of-java/>

関する特許料を、非常に高額な賠償請求として行っていることから⁸⁰、Oracle 社の狙いのありかとともに、オープンソース・ソフトウェア開発の方向性に大きな影響を与えるものとして注目されている。

(6) Apple 社

Apple 社は、個人向け PC、携帯電話端末、タブレット PC 端末などのハードウェア事業、Mac OS などのソフトウェア事業、および iTunes Store でのデジタルコンテンツ販売事業を中心に展開している。消費者向け端末が特に好調であり、2010 年には株価総額で世界第一位になった。最近では iPhone および iPad によるモバイル端末事業からの収益が大きな割合を占めており⁸¹、同社の、知的財産活動もこの分野に関するものが多くなっている。

同社は積極的に特許の出願、獲得を行うことを基本戦略に置いており、最近では特にスマートフォンやタブレット端末に関する特許獲得を積極的に行っていると見られ、2010 年には計 563 件の特許を取得している。例えば、同社は 2011 年 6 月にタッチスクリーンに関する特許を取得しているが、同特許はタッチスクリーンに関する幅広い項目を網羅しており、スマートフォンおよびタブレット PC ベンダなど、タッチスクリーンを利用する多くのメーカーにその影響が及び得るとの意見もある⁸²。

また Apple 社は、自社による研究開発とその特許出願に加えて、買収による特許ポートフォリオの拡充にも積極的である。同社は、上述の通り Novell 社および Nortel Networks 社の特許買収コンソーシアムに参画しており、その背景にはモバイル端末業界で競合する Android 関連企業に対する対抗手段としての狙いがあると考えられている。

加えて、同社はモバイル業界における Android 関連企業を始めとする競合他社を標的とした訴訟を、近年になって多数起こしており、最近 2 年間に限っても、Nokia 社、Motorola 社、HTC 社、Samsung 社を提訴している。その一方で、Apple 社はこれらの提訴先から逆提訴を受けている他、パテント・トロールとされる一部企業の標的にもなっている。例えば、Personal Audio 社は、楽曲の「プレイリスト」に関する技術の特許侵害を理由に Apple 社を提訴していたが、2011 年 7 月には Personal Audio 社が勝訴し、連邦裁判所は Apple 社に対し Personal Audio 社に 800 万ドルの賠償金を支払うよう

⁸⁰本提訴については、地裁判事が 61 億ドルといわれる損害賠償額が高額過ぎるとの理由から、算定のやり直しを Oracle 社に求めている。

http://newsandinsight.thomsonreuters.com/California/News/2011/04_-_April/Federal_judge_sides_with_Oracle_over_patent_claim_language/

⁸¹<http://www.businessinsider.com/chart-of-the-day-apple-revenue-by-segment-2011-4>

⁸²<http://arstechnica.com/apple/news/2011/06/too-broad-or-too-narrow-apple-multitouch-patent-sparks-debate.ars>

命じている⁸³。また Apple 社のみに留まらず、同社製モバイル OS「iOS」向けアプリケーションを開発する一部のデベロッパも、Apple 社が提供する開発ツールがその特許を侵害しているとして、Lodsys 社によって提訴されている⁸⁴。これに対して、Apple 社は、同社は必要なライセンス供与を既に受けており、そのライセンスはアプリケーション開発者にも適用される⁸⁵として、Lodsys 社の動きに反発しており⁸⁵、今後の動向が注目されている。

(7) Google 社

Google 社は、検索エンジンおよびインターネット広告事業を主軸としながらも、動画共有サイト YouTube の買収、Android OS の開発、Google+による SNS 市場への参入などに代表されるように、その事業分野を大きく広げている。その一方で、同社の収益源の大半は現在もインターネット広告事業からとなっている。また Google 社は、2010 年に 282 件の特許を取得している。

同社の知的財産活動に関する最新の動向としては、Apple 社と同じくモバイル端末技術に関するものが多く挙げられる⁸⁶。Google 社は、Android OS 自体は端末ベンダに無償提供することによって市場シェアを拡大しつつ、モバイル端末上の広告事業によって収益を上げるビジネスモデルを採っているが、Android OS はスマートフォンにおいて急速にシェアを拡大しており、他 IT 企業から特許関連訴訟の標的となる傾向がみられる。例えば、Oracle 社は Android アプリケーション開発言語である Java 技術関連特許を侵害したとして、2010 年に Google 社を提訴している⁸⁷。また、先の Microsoft 社の項目にもある通り、経営再建の為売出し中であった Nortel Networks 社の特許を Microsoft 社や Apple 社を始めとするコンソーシアムが 2010 年 12 月に落札しているが、これも Android に関して Google 社よりライセンス料を要求することが目的の 1 つにあるとする分析もある。また、Microsoft 社は、Android OS を採用する機器メーカーに対しても、同社が保有する技術が同 OS に含まれているとして、ロイヤリティを徴収する動きを強めている。

⁸³ <http://www.engadget.com/2011/07/09/apple-coughing-up-8-million-to-personal-audio-in-ipod-playlist/>
なお、Personal Audio 社は Apple 社に対して 2011 年 7 月に 2 件目の訴訟を提訴したが、地方裁判所により却下された。

⁸⁴ http://news.cnet.com/8301-27076_3-20087223-248/personal-audios-second-suit-against-apple-denied/

⁸⁵ http://www.macworld.com/article/159868/2011/05/ios_developers_threats_legal_action_in_app_purchasing.html

⁸⁶ <http://paidcontent.org/article/419-lodsys-files-patent-lawsuit-against-seven-app-developers/>

⁸⁷ http://www.macworld.com/article/159901/2011/05/lodsys_legal_threats_ios_developers.html

⁸⁶ <http://fosspatents.blogspot.com/2011/01/google-is-patently-too-weak-to-protect.html>

⁸⁷ <http://venturebeat.com/2010/08/12/oracle-sues-google-over-android/>

以上の動きに対し、Google 社は IBM 社から約 1,000 件の特許を買収、(Nortel Networks 社の保有特許の入札には失敗、)Motorola Mobility 社の買収により 17,000 件の特許を入手するなど、Microsoft 社(約 18,000 件)や Apple 社(約 4,000 件)と比較して圧倒的に小規模と言われる特許ポートフォリオ(約 770 件)の拡充に努めている。⁸⁸

⁸⁸ <http://www.forbes.com/sites/greatspeculations/2011/08/10/patent-wars-heat-up-as-google-courts-interdigital/>

4. 特許法改正に向けた動向

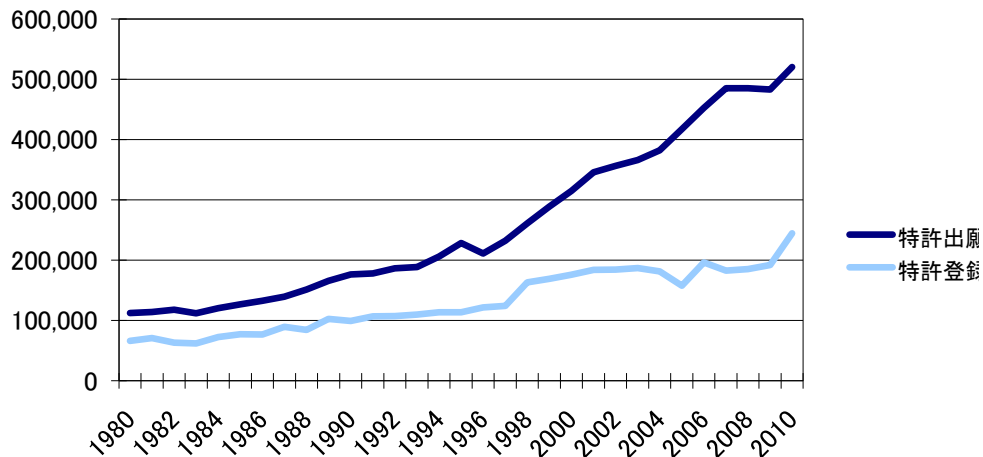
本章では、以上で紹介した IT 産業の知的財産活動に関連して、米国特許法のこれまでの改正経緯と、米議会で進行中の特許法改正に向けた動向を紹介する。

(1) 米国における特許法の運用状況

2010 年の米国における特許登録件数は、合計 219,614 件であった。これは、同年の我が国における登録件数 205,652 件とほとんど変わらない数字となっている⁸⁹。ただし、未処理件数(バックログ)は、2010 年に 120 万件を超えているといわれており⁹⁰、これは直近の全出願件数 2 年以上に相当する。この状況を踏まえ、米国特許商標庁では特許登録数の増加に取り組んでいるところである。

米国における過去 30 年の特許出願および登録件数を示す。

【図表 6: 米国における特許出願・登録件数の推移⁹¹】



また、知的財産活動の国際化状況を、海外法人による特許登録件数が全体に占める比率で見た場合、過半数の計 111,822 件(約 51%)が海外法人・個人によるものとなっており、我が国特許法における特許登録者の約 84%が内国法人・個人であることと比較して、圧倒的に国際化が進んでいることがわかる。

⁸⁹ http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/topo_10.htm

<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2011/honpen/1-1.pdf>

⁹⁰ <http://tacticalip.com/2011/02/06/uspto-hopes-to-solve-patent-backlog/>

⁹¹ http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/topo_10.htm

また、米国においては、先発明主義が生まれた土壌とされる個人発明家の活動が活発であることも特徴の 1 つであり、2010 年の個人登録件数比率は全体の約 7.6%を占めている⁹²。これは、我が国の 3.2%と比較して倍以上の比率となっている⁹³。

(2) 特許法に関するこれまでの経緯

米国では、1790 年に特許法 (Patent Act) が制定されて以降、複数回にわたって変更が加えられているが、1836 年改正により米国特許庁が設置、審査・不服審判が制度化された後、1952 年改正により、発明の要件の定義や寄与侵害 (間接侵害) の制度化など、現在の特許法の原型が完成したとされている。ここでは、以降の米国特許法に関する主要な動きを表記する。

【図表 7: 米国特許法の経緯⁹⁴】

時期	概要
1966 年	特許出願の対象となる発明が、「誰の目に見ても明らか」ものでないかどうか審査する (obviousness determination) ための基準が最高裁によって示される。
1968 年	ある発明について、複数国での保護が必要となる場合に、特許出願人や各国特許管理当局の時間、労力、費用を低減することを目的とした国際条約の特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty) に、米国が加盟。
1975 年	特許法が上述の特許協力条約に準拠するよう改正され、特許庁が特許商標庁に名称変更される。
1980 年	特許の有効期限を延長するためには一定の費用の支払いが必要とする条項、既存特許によって保護されている概念が、実際に特許によって保護されるべき概念かどうかの再審査の要求を可能にする条項などが特許法に追加される。
1982 年	特許や関税についての裁定を専門に行う控訴裁判所である連邦巡回区控訴裁判所 (Court of Appeals for the Federal Circuit) が設立される。
1988 年	Process Patent Amendment Act により、プロセス (作業過程) に関する特許について、そのようなプロセスを利用して外国で生産された製品・サービスの販売・輸入を特許権侵害とする条項などが特許法に追加される。
	Patent Misuse Reform Act により、特許権のライセンス供与を拒否することや、特許を実際に活用しないことを特許権の乱用 (misuse) とみなさないとする条項などが特許法に追加される。
1994 年	特許の有効期限を出願日から 20 年とする条項などが特許法に追加される。
1999 年	Intellectual Property and Communications Omnibus Reform Act により、発明支援業者を利用する発明者を保護するための条項、事業プロセス関連特許紛争において被告が先発明を根拠に抗弁することを有効とする条項、特許出願および延長に必要な費用

⁹² http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ido/oeip/taf/topo_10.htm

⁹³ <http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2011/toukei/2-7.pdf>

出願件数ベースでの比較であり、個人発明家の活動状況は定量的に比較可能なものではないことに留意されたい。

⁹⁴ <http://www.ladas.com/Patents/USPatentHistory.html>

	の変更を定める条項などが特許法に追加される。
2004 年	Cooperative Research and Technology Enhancement Act により、複数の発明者によって共同で出願される特許について、出願前に発明者間で機密情報を共有する行為は、出願時に必要な obviousness determination において判断材料として使われないとする条項などが特許法に追加される。

以上のように、米国の特許法に対しては、時代のニーズや潮流に合わせて常に修正が加えられてきているが、特に 1982 年の連邦巡回区控訴裁判所設立以降、法改正頻度は上がっているとされている⁹⁵。

また、近年米国の特許法に加えられた大きな変更としては、いわゆる「サブマリン特許」をなくす制度が導入された点がある。サブマリン特許とは、米国特許法が、ある特許についての特許出願後も補正手続きや継続出願を繰り返すことにより、その内容を非公開としたままとすることが可能であったため、該当技術が一般普及した時点で特許内容を公開することで、同技術に関してライセンス料や賠償金などを請求する行為が過去横行し、その根拠となった出願特許を指す。従来の米国特許法では、出願済特許の内容を長らく非公開とすることが可能であったため、このような行為が一部で問題となっていた。中でも有名な例として、米国の発明家 Jerome Hal Lemelson 氏および同氏一族は、600 以上の特許を背景に、玩具、コンピューター、自動車等の分野にわたりサブマリン特許によるライセンス料取得を長らく行っていた⁹⁶。このほか、SDRAM におけるラムバス社特許、半導体集積回路におけるキルビー氏特許が有名である⁹⁷。

しかし、2000 年には出願特許を原則として公開とする制度が導入された他、このような特許権の無効を求めて Symbol Technologies 社および Cognex Corporation 社が起こした訴訟について、2004 年 1 月に連邦地裁が「特許出願から特許付与および権利行使（侵害の差し止め）をするまでの手続きが長すぎる」という理由から、Lemelson 氏の特許権を無効とする判決を下している。現在では、米国におけるサブマリン特許問題は沈静化したといえる。

(3) Patent Reform Act of 2011⁹⁸

2005 年に開始した米国議会第 109 会期以降、現在の第 112 会期まで毎会期、特許法改正法案 (Patent Reform Act of 2005、2007、2009、2011) が提出され、過去 3 回の

⁹⁵ <http://www.ladas.com/Patents/USPatentHistory.html>

⁹⁶ http://ieeexplore.ieee.org/xpl/freeabs_all.jsp?arnumber=999797
http://en.wikipedia.org/wiki/Jerome_H._Lemelson

⁹⁷ 厳密には、キルビー氏特許は特許出願時の公告により内容は当初から明らかであったことから「サブマリン特許」には該当しないが、特許権の権利化が遅れたことにより、半導体製造に関わる企業は莫大なロイヤリティの支払いを求められた。

⁹⁸ 議会審議過程において、法案の正式名称は Leahy-Smith America Invents Act とされている。

特許改正法案はいずれも不成立に終わっているが、2011 年に入って起草された特許法改正案は、同様の内容を含む法案が既に米国議会の上院又は下院を通過している（上院は S.23⁹⁹、下院は H.R. 1249¹⁰⁰）。この後、両院の代表者による調整（reconciliation）が残されているものの、主要な改正点は両院の法案において一致しており、Patent Reform Act of 2011 成立の可能性は大きく高まっている。現在、議会で審議されている Patent Reform Act of 2011 の主旨は、以下の 4 点に集約される¹⁰¹。

- ① 先発明主義から先願主義への移行¹⁰²
- ② 特許付与後の異議申し立て制度
- ③ 特許商標庁に対する特許出願および更新料金設定権限付与
- ④ マーキング・トロールの制限。マーキング・トロールとは、特許権が存在しない発明について特許権を主張している者を賠償金目的で提訴する行為であるが、特に自身の特許権が失効していることを知らずに特許権を主張し続けている者を狙って提訴する行為を指す。

この中で、国際的に注目されているのは、①先発明主義から先願主義への移行と考えられる。前者は、ある発明を最初に行った者に対して特許権を与える概念である一方、後者はある発明について最初に出願した者に対して特許権を与える概念であるが、前者については原発明者の証明が難しい、または煩雑になりがちな点から、現在世界で先発明主義を採用する国は米国のみとなっており、Patent Reform Act of 2011 の成立により、世界各国の特許法が先願主義で統一されると見込まれている。

この先願主義であるが、個人や中小企業といった発明家と比較して、より大企業にとって有利な制度であるとの指摘もある。その理由としては、多くの大企業は特許を専門とする法務組織を抱えているため、特許を出願することが中小企業や個人よりも実施しやすい環境にあることや¹⁰³、特許権によって保護される事項を出願時に明確にすることで、大企業としてはその後の関連事業活動を円滑に進めやすい、といった点が挙げられている。実際に、今回の法案改正を支持した団体も、製薬大手の Johnson and Johnson 社や Pfizer 社、IT 業界では IBM 社、Microsoft 社、Apple 社、Google 社などの大手企業が所属する団体が多く並んでいる¹⁰⁴。その一方で、伝統的に産業化よりも技術革新そのものに価値を置く米国の発明家風土にかんがみ、研究開発意欲をそぐのではないかとの懸念も存在する。

⁹⁹ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-112s23es/pdf/BILLS-112s23es.pdf>

¹⁰⁰ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-112hr1249ih/pdf/BILLS-112hr1249ih.pdf>

¹⁰¹ <http://www.natlawreview.com/article/patent-reform-bill-passed-united-states-house-representatives>
http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/ip/news/pdf/110125.pdf

¹⁰² 2006 年に開催された「特許制度調査に関する先進国会合」において、米国は先発明主義から先願主義への移行を約束している。

¹⁰³ http://money.cnn.com/2011/06/24/technology/patent_reform_bill/index.htm

¹⁰⁴ <http://www.zentrader.ca/blog/?p=4936>

また、特許付与後の異議申し立て制度は、特許取り消し審判・訴訟、損害賠償請求訴訟等複雑化する特許関連訴訟のうち、前者の手続きを簡素化するものであり、産業界の訴訟負担を軽減するものとして位置づけられている。

いずれにせよ、IT 業界からも大きな注目が集まった今般の特許法改革は、数年越しで実現に至る見込みである。今般の改正は、直接的に IT 分野の特許訴訟件数を減少させるものではないが、先発明主義からの移行に伴う潜在的な技術開発案件の特許出願が今後当面見込まれることなど、IT 企業の知的財産活動はさらに活発化していくものと考えられる。

本レポートは、注記した参考資料等を利用して作成しているものであり、本レポートの内容に関しては、その有用性、正確性、知的財産権の不侵害等の一切について、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる保証をするものでもありません。また、本レポートの読者が、本レポート内の情報の利用によって損害を被った場合も、執筆者及び執筆者が所属する組織が如何なる責任を負うものでもありません。

なお、このレポートに対するご質問、ご意見、ご要望がありましたら、takashi_wada@jetro.go.jp までお願いします。